○柳井地域広域水道企業団公用車管理規程

令和７年３月３１日

管理規程第２号

（目的）

第１条　この規程は、柳井地域広域水道企業団の所有する公用車の管理について必要な事項を定め、もって公用車を適正に管理し、その効率的運用及び経費の節減並びに交通事故防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）公用車　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第２条第９号に規定する自動車をいう。

（２）安全運転管理者　法第７４条の３第１項の規定により選任された者をいう。

（管理責任者）

第３条　公用車を保有する課に当該公用車を管理する責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

２　管理責任者は、柳井地域広域水道企業団事務局の組織等に関する規程（平成２３年柳井地域広域水道企業団管理規程第１号）第４条に規定する課長をもって充てる。

（安全運転管理者の設置）

第４条　公用車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、法の定めるところにより安全運転管理者を置く。

２　安全運転管理者は、企業長が選任する。

（安全運転管理者の職務）

第５条　安全運転管理者は、法令の定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

（１）公用車の運行状況について報告を求め、又は調査し、安全運転に必要な指示又は助言をすること。

（２）その他安全運転の指導及び監督をすること。

（管理責任者の義務）

第６条　管理責任者は、公用車を常に良好な状態に整備し、効率的に運用するとともに法第７５条の規定を遵守し、また安全運転管理者から安全運転のための指示又は助言があったときは、直ちに必要な措置をとらなければならない。

（運転者の義務）

第７条　運転者は、法令の定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）運転開始前及び運転終了後において、アルコールチェックを実施し、検査結果について

アルコール検査記録簿に記載し、管理責任者の承認を受けなければならない。

（２）修繕又は整備を必要とする場合は、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けること。

（３）疾病、過労その他の理由のため安全運転をすることができないおそれがあるときは、必ずその旨を安全運転管理者に申し出ること。

（４）乗務終了後は、公用車の清掃点検を行い、所定の場所に駐車すること。ただし、所定の場所に駐車することができないときは、あらかじめ管理責任者に報告すること。

（使用の目的）

第８条　公用車は、公務以外に使用してはならない。ただし、特別の理由により、管理責任者の承認を得たときは、この限りでない。

（使用手続）

第９条　公用車を使用しようとする者は、公用車運転日誌により管理責任者の承認を得なければならない。

（定例点検の実施）

第１０条　安全運転管理者は、毎月１回定例点検日を定め、公用車の定例点検を行わなければならない。

（事故報告）

第１１条　運転者は、運転中において事故が発生したときは、直ちに負傷者の救護、警察への届出その他法令で定める措置をとるとともに、その状況を安全運転管理者及び管理責任者に報告しなければならない。

（備付帳簿）

第１２条　安全運転管理者及び管理責任者は、次の帳簿を備え整理しなければならない。

（１）安全運転管理者

ア　公用車台帳（別記第１号様式）

イ　公用車点検記録簿（別記第２号様式）

（２）管理責任者

ア　公用車運転日誌（別記第３号様式）

イ　アルコール検査記録簿（別記第４号様式）

（その他）

第１３条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附　則

この規程は令和７年４月１日から施行する。

別記

第１号様式（第１２条関係）

公　用　車　台　帳

所属課名		車体検査		
登録番号		自		至
登録年月日				
初年度登録年月日				
自動車の種別				
用途				
自家用事業用別				
車体の形状				
車名				
型式				
乗車定員				
最大積載量				
車両重量		自動車共済（自賠責）		
車両総重量		自	至	証明番号
車台番号				
原動機の型式				
長さ				
幅				
高さ				
総排気量				
燃料				
車体の色				

大整備及び主要修理記録

年月日	記録欄

第２号様式（第１２条関係）

公用車点検記録簿

確認	課長		課長補佐		点検者	

登録番号	車名	所属課	点検月日	安全運転管理者
			月　日	

点検箇所	点検内容	結果 良	結果 不良	備考
かじ取ハンドル	著しい遊び又はがたがないこと			
ブレーキ	1 ブレーキの踏みしろが適当であること			
	2 ブレーキオイルが適当であること			
	3 ブレーキレバーの引きしろが適当であること			
エンジン	1 冷却水が適当であること			
	2 オイルの量が適当であること			
	3 ファンベルトの張りが適当であること			
灯火装置	点滅具合			
警音器 方向指示器 窓ふき器	作用が不良でないこと			
タイヤ	1 空気圧が適当であること			
	2 損傷、異常な磨耗がないこと			
バッテリー	液量が適当であること			
その他				
オイル交換月日 交換時メーター	年　月　日 （　　km）			
走行距離	前月分			
	今月分			
単距離				
備考				

第３号様式（第１２条関係）

公用車運転日誌

管理責任者確認印	使用箇所名	運転者名	使用日時	行先	用務	総走行距離		車両点検		給油量	給油店名	備考
								乗車前	乗車後			
			月　日 時　分 時　分			至 km	前回使用との差 km	異常 有・無	異常 有・無			
			月　日 時　分 時　分			至 km	前回使用との差 km	異常 有・無	異常 有・無			
			月　日 時　分 時　分			至 km	前回使用との差 km	異常 有・無	異常 有・無			
			月　日 時　分 時　分			至 km	前回使用との差 km	異常 有・無	異常 有・無			
			月　日 時　分 時　分			至 km	前回使用との差 km	異常 有・無	異常 有・無			
			月　日 時　分 時　分			至 km	前回使用との差 km	異常 有・無	異常 有・無			
			月　日 時　分 時　分			至 km	前回使用との差 km	異常 有・無	異常 有・無			
			月　日 時　分 時　分			至 km	前回使用との差 km	異常 有・無	異常 有・無			

第４号様式（第１２条関係）

アルコール検査　記録簿

課名		係名		職・氏名		

令和　　年度	運　転　前						運　転　後					
運転車両	確認職員	確認日	確認時刻	確認方法（ｱﾙｺｰﾙ検知器による検査を含む）	酒気帯び 有　無	指示事項	確認職員	確認日	確認時刻	確認方法（ｱﾙｺｰﾙ検知器による検査を含む）	酒気帯び 有　無	備考
		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	・運転　可　不可 ・その他 （具体的に　　）		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	
		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	・運転　可　不可 ・その他 （具体的に　　）		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	
		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	・運転　可　不可 ・その他 （具体的に　　）		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	
		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	・運転　可　不可 ・その他 （具体的に　　）		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	
		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	・運転　可　不可 ・その他 （具体的に　　）		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	
		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	・運転　可　不可 ・その他 （具体的に　　）		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	
		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	・運転　可　不可 ・その他 （具体的に　　）		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	
		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	・運転　可　不可 ・その他 （具体的に　　）		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	
		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	・運転　可　不可 ・その他 （具体的に　　）		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	
		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	・運転　可　不可 ・その他 （具体的に　　）		/	:	・対面 ・非対面　電話　その他の方法 （具体的に　　）	有 ・ 無	

（注）１　運転者は、ｱﾙｺｰﾙ検知器による検査前に必ず水うがいを行うこと。
２　確認者は、運転者と対面の上、ｱﾙｺｰﾙ検知器上の数値のほか、顔色、呼気の臭い、応答の声の調子など総合的に判断し、確認すること。
３　確認者と運転者が対面できない場合は、電話その他の直接対話できる方法によって確認すること（ﾒｰﾙやﾁｬｯﾄ等は不可）。
４　ｱﾙｺｰﾙ検知器による検査により呼気中ｱﾙｺｰﾙ濃度が確認された者は、絶対に運転しないこと。
５　酒気帯びの者の代わりに他の職員に運転を行わせる場合や運転に当たっての指示を行った場合等については、その内容を指示事項欄に記載すること。
６　運転後の検査で酒気帯びが確認された場合は、直ちに安全運転管理者に報告すること。

この記録簿は、１年間保存すること。

（柳井地域広域水道企業団総務課）